CL-ST-H(J)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「温度試験」省略のためのCHECK-LIST | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日 | | | | | | | | | | |
|  | | | | 日本海事協会　　　　　支部 | | | 製造会社名： | | | |
| 代　表　機： | | | |  |  | |  |  | | |
| 製造工場： | | |  | | | | 代表機試験年月日 |  | | |
| 要　　目  □始動器  　　□AC電動  　　□DC機用  □制御盤  試験成績書No.  （　　　　）  図面No.  （　　　　） | | | 容量：　　　　　（kW）　定格電圧：　　　　　（V）　操作回路電圧：　　　　　（V）  主回路の負荷電流：　　　　　（A）　　　電動機始動方式：直入，スターデルタ，減電圧  外形寸法：　　×　　×　　（mm）　　　開口部の面積：　　　　（m2）  主回路の遮断器：形式　　　　　　　　　定格　　　　　（製造者　　　　　　　　　）  電磁接触器：形式　　　　　　　　　　　定格　　　　　（製造者　　　　　　　　　）  盤内取付器具（変成器，リレー等）の消費電力の合計：　　　　　（W） | | | | | | | |
| 規則H編2.8.4-1.により，温度試験等を省略するもの　〔上記の代表機と比較し下記の各項目について〕  （Yes = 1） | | | | | | | | | | |
| 造船所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　船　　番：  　用　途：　　　　　　　　　　　　　　　　　　製造番号： | | | | | | | | | 同じ | ほぼ 同じ |
| 1 | 容量：　　　　　（kW）　定格電圧：　　　　　（V）（操作回路電圧：　　　　　（V））  保護形式：　　　　　　　電動機の始動方式：直入，スターデルタ，減電圧 | | | | | | | | **□** |  |
| 2 | 主回路の負荷電流：　　　　　　　　　（A） | | | | | | | | □ | □ |
| 3 | 主回路の遮断器（又は遮断路），電磁接触器の形式，定格（製造者）･･･････････････････････ | | | | | | | | **□** |  |
| 4 | 冷却用通風孔の開口面積：　　　　（m2）･･････････････････････････････････････････････ | | | | | | | | **□** |  |
| 5 | 盤，箱体など容器の外形寸法，内容積，通風方法････････････････････････････････････････ | | | | | | | | □ | □ |
| 6 | 主回路導体の寸法，配置，接続並びに端子の構造････････････････････････････････････････ | | | | | | | | □ | □ |
| 7 | 盤内取付器具（変成器，リレー，抵抗など）の配置･･････････････････････････････････････ | | | | | | | | □ | □ |
| それらの消費電力の合計　　　　　（W）･･････････････････････････････････････････････ | | | | | | | | □ | □ |
| 8 | 整流器（セレン，半導体，その他　　　　　　）とその定格  ･････････････････････････････  リアクトルの種類とその定格 | | | | | | | | **□** |  |
| 9 | 外注品の使用に際しては，受入検査基準により管理されている ････････････････････････････ | | | | | | | | **□** |  |
| 製品工程における主要な作業基準，設備，作業者の技量は，従前どおり又は改良されている ････ | | | | | | | | **□** |  |
| 試験及び検査の設備，要領，判定基準は十分な管理のもとにある ･･････････････････････ | | | | | | | | **□** |  |
|  | | 上記の通り，今回受験する　　　　　は，標記の代表機と同一製造工場で，同じ方法により製造された同一形式のものであることを証明します。 | | | | | | |  | |
|  | |  | | |  |  | | | | |
|  | |  | | |  | 試験・検査責任者： | | | | |